

24 商業・サービス競争力強化連携支援事業 (新連携支援事業)

概 要

中小企業者が、産学官で連携し、また異業種分野の事業者との連携を通じて行う新しいサービスモデルの開発等のうち、サービス産業の競争力強化に資すると認められる取組を支援します。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2016/160318mono.htm>

・補助対象者

中小企業新事業活動促進法第11条第1項に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた者

・補助限度額

初年度3000万円以下、補助率2/3以内

・補助の対象となる事業内容

中小企業新事業活動促進法11条第1項に基づいて認定された異分野連携新事業分野開拓計画に従って行う事業であって、産学官で連携し、「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」に沿って行う新しいサービスモデルの開発等。

問い合わせ先

経済産業省関東経済産業局産業部中小企業課

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎第1号館

TEL：048-600-0394（直通）

25 農商工等連携支援制度

概要

地域経済の基幹産業である農林水産業と商業・工業等が産業間の壁を越えて連携を強化し、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等に連携して取り組む中小企業者および農林漁業者に対して、法律に基づき認定し、総合的に支援します。

<http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/noushoukou/index.html>

関連施策

〈地域製品の販売促進・新商品開発の支援〉

◇中小企業地域資源活用プログラム ◇新連携対策支援事業

◇広域総合観光・集客サービス支援事業 ◇地域イノベーション協創プログラム

◇中小商業活力向上事業

〈IT 活用による生産性向上・販売促進〉

◇地域製品 IT 販路開拓支援事業（経済産業省） ◇IT 経営応援隊（IT 経営応援隊事務局）

◇電子タグや IT システムの活用による販売促進及び生産流通管理（経済産業省）

〈地域における知的財産の保護強化〉

◇農林水産関連知的財産の基礎づくり（特許庁） ◇農林水産関連知的財産（特許庁）

〈地域の人材の育成・交流〉

◇産学連携人材育成パートナーシップ事業（経済産業省）

◇中小企業ものづくり人材育成事業（経済産業省） ◇新現役チャレンジ推進事業（中小企業庁）

◇村おこしに燃える若者等創出事業

〈地域製品の輸出促進〉

◇日本貿易振興機構事業（ジェトロ-日本貿易振興機構）

〈企業立地による地域振興〉

◇地域企業立地促進等補助事業・地域企業立地促進等共用施設整備事業

問い合わせ先

経済産業省関東経済産業局産業部経営支援課

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館

TEL：048-600-0428（直通）

26 産業廃棄物処理事業振興財団による助成措置

概要

資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者の育成支援のための方策として、助成事業を実施しています。

<http://www.sanpainet.or.jp/service02.php>

対象となる事業

産業廃棄物に関する次の(1)～(5)

- (1) 3Rに関する技術開発事業、または環境負荷低減に関する技術開発事業
- (2) 高度技術を利用した3R、または高度技術を利用した環境負荷低減施設の整備事業
- (3) 上記(1)、(2)に関する起業化のための調査事業
- (4) 農林漁業バイオ燃料法第12条第1項第1項第2号の対象となる認定研究開発事業
- (5) 小型家電リサイクル認定研究開発事業

助成金額

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 技術開発 | 最高 500万円 |
| (2) 高度技術施設 | 最高 500万円 |
| (3) 起業化調査 | 最高 50万円 |
| (4) バイオ燃料認定研究開発事業 | 最高 500万円 |
| (5) 小型家電リサイクル認定研究開発事業 | 最高 500万円 |

問い合わせ先

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル 10階

TEL : 03-4355-0155

27 産業廃棄物処理事業振興財団による債務保証

概 要

全国に産業廃棄物処理施設の整備促進を図るため、産業廃棄物処理のモデルとなる優良な処理施設の整備を進める処理業者などに向けて、必要な資金の借入に対する債務保証を行っています。

<http://www.sanpainet.or.jp/service01.php>

保証対象	産業廃棄物処理のモデルとなる施設の整備事業 <ul style="list-style-type: none">●「産業廃棄物処理特定施設整備法」で規定する特定施設※の整備●共同で実施される処理施設の整備・研究開発等の事業●産業廃棄物処理施設の近代化・高度化●「農林漁業バイオ燃料法」で規定する認定事業者が行う特定バイオ燃料製造施設（産業廃棄物処理に該当するものに限る）の整備●「小型家電リサイクル法」で規定する認定事業者が行う再資源化施設（産業廃棄物処理に該当するものに限る）の整備 ※特定施設とは法律が規定する規模その他所定の要件を満たす産業廃棄物処理施設のことをいいます。
保証割合	原則として保証先金融機関が行う融資額の50%以内
保証金額	原則として100万円以上500万円以内
保証料	金融情勢に応じて、随時見直し
保証期間	10年以内（据置期間3年以内を含む）
担 保	原則として保証対象物件に第1順位（同順位可）の抵当権を設定
保証人	当該法人の代表者または他の資力のある法人。
保証対象金融機関	銀行・信用金庫・信用組合等の金融機関

問い合わせ先

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル 10階

TEL : 03-4355-0155